

附属機関等の概要

別記様式2

(令和6年4月1日現在)

担当部課名	総務部行政局文書課	内線	22-278
-------	-----------	----	--------

附属機関等の名称	北海道行政不服審査会																										
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関																										
設置年月日	2016/7/1																										
設置根拠	行政不服審査法施行条例																										
設置目的	<p><目的></p> <p>行政庁の処分等に対する審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、審査庁である知事の判断の適否を審査します。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。</p> <p>(1) 処分についての審査請求に係る事件 別記様式第1号の1の諮問書</p> <p>(2) 不作為についての審査請求に係る事件 別記様式第1号の2の諮問書</p>																										
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>3名</td> <td>【定数:</td> <td>3名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員)</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員)</td> <td>0名</td> <td>【公募枠:</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			3名	【定数:	3名】	(うち女性委員)	1名		(うち公募委員)	0名	【公募枠:			0名】	名称	委員数(うち女性委員)	なし									
3名	【定数:	3名】																									
(うち女性委員)	1名																										
(うち公募委員)	0名	【公募枠:																									
		0名】																									
名称	委員数(うち女性委員)																										
なし																											
会議の公開状況	<p>公開・非公開・一部非公開・未決定の別</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <p>〔 審議案件は、関係人の個別事項に関することが想定されることから公開しない。 ただし、口頭意見陳述、第12条第1項の規定による口頭での説明又は第13条第1項の規定による参考人の陳述については、審査会は、公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。 〕</p>																										